

進路だより

1月号



都立光明学園校長 田村 康二郎
担当：支援部進路指導

<不正行為への注意喚起！大学入学共通テストについて>

年が明け、本格的な受験シーズンとなりました。今号では、独立行政法人大学入試センターから届いたチラシに基づき、試験中の不正行為とその取扱い等について御紹介します。受験生は表1を参照し、試験当日に備えてください。



表1：令和5年度大学入学共通テスト中の不正行為について

不正行為	試験時間中に、電子機器類を使用すると不正行為となります ◆電子機器類をかばん等にしまわず、身につけていたり手に持っている不正行為となることがあります。 ◆イヤホンについては耳に装着していれば使用しているものとして不正行為となります。 ◆スマートフォン等の電子機器類は、試験室に入る前に必ずアラームの設定を解除し電源を切っておいてください。
試験時間中に使用してはいけない電子機器類の例	携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、タブレット端末、電子辞書、ICレコーダー、イヤホン、音楽プレイヤー 等 ※リスニングの試験時間に配布するICプレイヤー、イヤホン及び音声メモリーは除く
不正行為を行った場合の取扱い	◆その場で受験の中止と退室を指示され、それ以降の受験はできなくなります。 ◆受験した大学入学共通テストの全ての教科・科目の成績を無効とします。 ◆不正行為については、状況により警察へ被害届を提出するなどの対応をとる場合があります。
備考	試験時間中の所持品の取扱いについては、「受験案内（P. 47）」及び「受験上の注意（P. 9～10）」を御確認ください。

<高次脳機能障害者支援セミナーを開催します！目黒区からのお知らせ>

目黒区より、YouTubeによるオンライン開催（参加費無料）の「第15回目黒区高次脳機能障害者支援セミナー」（以下、セミナー）の開催案内が届きました。セミナーの概要は表2を御確認ください。申込期限が今週末13日（金）となっていますので、参加を希望される方は各自で申込みください。



表2：第15回目黒区高次脳機能障害者支援セミナーの概要

テーマ	「小児の高次脳機能障害支援～発達障害との共通点・相違点と成人後の問題～」
講師	橋本 圭司 氏（昭和大学 医学部 リハビリテーション医学講座 准教授）
動画配信期間	令和5年1月23日（月）10時～2月12日（日）17時
対象	高次脳機能障害の本人・家族、関係機関（教育、医療・介護・福祉）、一般 他
申込み	・【 https://www.ikiikifukushi.jp/ 】もしくは右上QRコードより、いきいき福祉ネットワークセンターホームページのセミナー申込専用ページから申込みください。 ・下記のTELもしくはFAXでの申込みも可能です。

○申込み・問合せ先：目黒区高次脳機能障害者支援センター

TEL：03-6808-8575、FAX：03-6808-8576

メール：kojinouks@ikiikifukushi.jp

<年明けから販売開始しています！1月の出張販売予定について>

北棟2階職員室前ホールにて、1月も表3のとおり出張販売を実施します。児童・生徒下校後に本校にお立ち寄りの際は、素敵な商品が揃っていますので、ぜひ足をお運びください。



表3: 1月の出張販売予定について

月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
2	3	4	5	6
9	10 まごの手便	11 はーとあーす世田谷	12 ワークイン翔	13
16	17 下馬福祉工房	18	19 渋谷まる福	20
23	24 喜多見・上町	25 はーとあーす世田谷	26	27 まごの手便
30	31			

※出張販売を行わない日程は灰色で塗りつぶしています。御承知おきください。

<参加者募集！令和4年度文部科学省委託事業の実践研究事業報告会について>



来月、文部科学省委託事業「学校卒業後における障害者の学びの支援」実践研究事業の報告会（参加無料）が開催されます。オンラインで開催されるこの報告会の概要は表4を御確認ください。この実践研究事業では、生活介護事業所に通所する方（重度重複障害者や重度肢体不自由者）を対象に、ICT機器を活用した生涯学習に取り組んでいます。報告会では、今年度の取り組みを紹介し、重度肢体不自由者の生涯学習の環境や取り組みについて、参加者と一緒に考える機会となります。別途、開催案内を配布しますので併せて御確認いただき、興味ある方はぜひ参加申込みください。

表4: 実践研究事業報告会の概要

開催日時	令和5年2月9日（木）10時～12時
テーマ	重度肢体不自由者が学び続ける環境づくり ～ICT機器を活用した生活介護事業所での取り組み～
実施方法	①Zoomでの参加（質疑可） 定員80名 ②YouTubeでの視聴 ※2週間のアーカイブ配信あり
参加申込み	表内右のQRコードまたは下記URLで申込みください 【URL】 https://forms.gle/gsjuPdM77s6PjT5q7
対象	都道府県生涯学習関係部・課、重度肢体不自由児者関係者（本人・保護者、特別支援学校・福祉施設等）
内容	事業の概要説明、実践・活動紹介、学習者・生活介護事業所・自治体からの発表、まとめと今後の展望
主催	株式会社 CMU Holdings (https://cmu-holdings.co.jp/)



○問合せ先：株式会社 CMU Holdings（担当：津田 貴）

メールアドレス：tsuda@cmu-holdings.co.jp

<S部門高3生徒は要確認！進路先との引継ぎ資料の作成について>

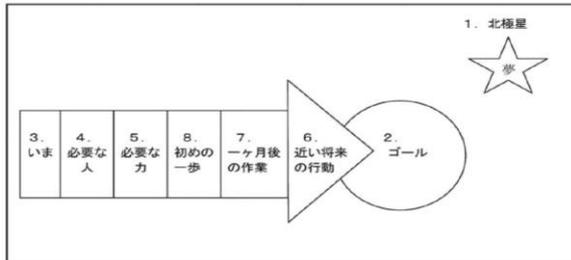
年明け以降、卒業後の進路先が決まり次第、先方担当者や行政担当者などと生徒本人の支援情報の交換・共有を図ることになります。その際に使用する引継ぎ資料＝移行支援資料について、これから御家庭と学校で協力して作成することになります。詳細は別途配布します案内プリントを御確認ください。所定の資料以外にも、移行支援に必要な資料は個別に作成します。ICT機器を活用した動画も移行支援資料となりますので、具体的な資料作成については、担任から御相談差し上げます。進路先へのスムーズな移行に向けた資料作成や会議実施などに御理解・御協力いただくとともに、不明な点等がありましたら担任まで遠慮なく御相談ください。



<過去・現在・未来をつなぐキャリア・パスポート！B部門の進路学習紹介第2弾>

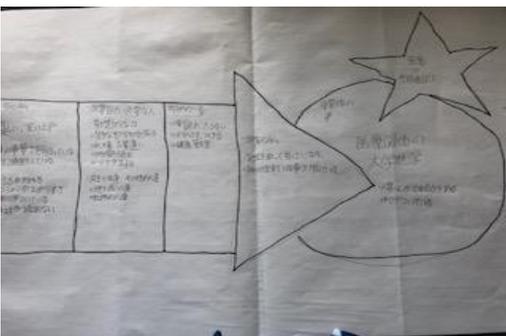
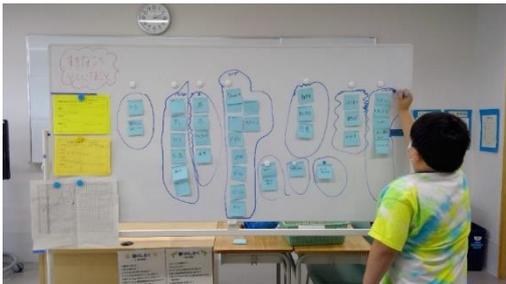
第1弾（第26号）では「キャリアとは？」「キャリア・パスポートとは？」などについて御紹介しました。今回は、キャリアの中核である本人の願いをどのように引き出すのか、そして次に必要なことは何か、を考えるB部門の実践を紹介します。

子どもたちの願いの引き出し方



PATHのステップ

1. 北極星（夢）にふれる（夢や希望について語ること）
2. ゴールを設定する・感じる
3. いまに根ざす（どこに私／私たちはいるのか）
4. 夢をかなえるために誰を必要とするのか
5. 必要な力を知る（必要な力とそれを増す方法は？）
6. 近い将来の行動を図示する
7. 一ヶ月後の作業を計画する
8. 初めの一步を踏み出す



PATH (Planning Alternative Tomorrow with Hope)

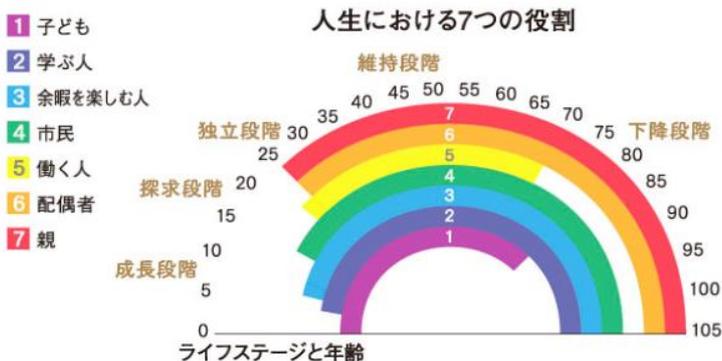
PATH は、希望に満ちたもう一つの未来の計画といわれ、本人と関わる多くの人が一堂に会してその人の夢や希望に基づきゴールを設定し、ゴール達成のための作戦を立てるものです。
*左の図は、情報共有や協力関係推進の方法で、課題解決のために活用しています。病弱教育部門本校では、キャリアパスポートの導入（一枚目）に活用することを試行しています。

経験や体験が少ない子供たちにとって願いや夢をすぐに出すことは難しいことです。願いや夢を引き出すために、病弱部門では、まず自分の得意な事や好きなことを本人と関わる教員で意見を出し合い、将来像を導く取組を行いました。話し合いのポイントは、ポジティブに意見交換をすること相手の意見を尊重することです。本が好き、恐竜や魚の事に興味があり色々な事を知っているなどたくさんのいいところ発見ができ、将来どんなことをしていたらよいか本人が選択して夢として掲げたのが【博物館の学芸員】でした。ゴールを設定することで将来像をイメージでき、実現するために何をしたらいいのか考えることで目標も立てやすくなりました。



左の写真は、高等部の生徒が自分で作成した PATH です。掲げた願いは、病気の人を助けられる医師になりたいというものでした。子供たち自身が掲げる願いは、経験や体験から自分なら何ができるか考え変化していきます。私たち教員は、その願いの実現に向けて意図的に様々な機会を与えていくことが必要だと考えます。

役割がキャリア形成を育む



左図は「キャリアレインボー」と呼ばれ、障害の有無に関係なく誰にでも人生における役割があることを示したものです。学校生活の中で様々な役割を子供たちが担うことでキャリア形成が促されます。人・物・事の出会から子供たちの可能性を追求することができますと考えます。子供たちは、役割を通して賞賛されたり、励まされたりします。病弱教育部門ではそのことを大切に実践しています。

< 重度障害者の短時間雇用も算定可能！ 障害者総合支援法などが改正されます >

昨年11月21日の第210回国会にて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）等の一部を改正する法律案が可決・通過しました。改正の趣旨・概要は表5のとおりです。附帯決議もあり、令和6年4月からの施行が楽しみです（一部、令和5年4月等からの施行もあります）。

表5：法律改正の趣旨・概要について

趣旨	障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現するため、①障害者等の地域生活の支援体制の充実、②障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進、③精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、④難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化、⑤障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備等の措置を講ずる。
概要	<ol style="list-style-type: none"> 1. 障害者等の地域生活の支援体制の充実【障害者総合支援法、精神保健福祉法】 2. 障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進【障害者総合支援法、障害者雇用促進法】 3. 精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備【精神保健福祉法】 4. 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化【難病法、児童福祉法】 5. 障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備【障害者総合支援法、児童福祉法、難病法】 6. その他【障害者総合支援法、児童福祉法】

この中で注目なのは、重度障害者の短時間雇用が実雇用率に算定されることになった点です（改正の概要2に該当）。従来は週所定労働時間20時間以上でなければ算定対象になりませんでした。今回の改正により、週所定労働時間が特に短い（10時間以上20時間未満と規定）精神障害者、重度身体障害者及び重度知的障害者について、特例的な取扱いとして、事業主が雇用した場合に、雇用率において算定できるようになりました。算定方法は表6の赤線枠内を参照ください。



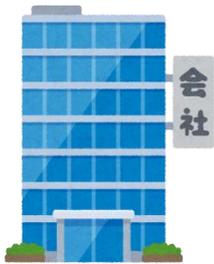
表6：障害者雇用率制度における算定方法

週所定労働時間	30時間以上	20時間以上 30時間未満	10時間以上 20時間未満
身体障害者	1	0.5	—
重度	2	1	0.5
知的障害者	1	0.5	—
重度	2	1	0.5
精神障害者	1	0.5※	0.5

※一定の要件を満たす場合は、0.5ではなく1とカウントする措置が「令和4年度末まで」とされていますが、省令改正を行い延長される予定です。

< B部門高等部の進路学習紹介！ 高1・2年生の外部機関活用・連携について >

病弱教育部門高等部1、2年の進路学習について御報告します。高等部生徒が進路決定までに行うことは数多くありますが、その一つに「様々な進路選択を知る」ということがあります。「百聞は一見に如かず」と申しますように、1・2年の時期は実際に自分の目で様々な進路先を見て感じて欲しいと考えております。そのために授業の一環としていくつかの体験や見学を学年単位で行っています。



高1生徒は、12月に東急住宅リース株式会社にて職場見学・体験を行いました。現場で働いている先輩方から、「働くために必要なこと」として、①【基本的な生活習慣や自己理解の大切さ】、②【変化に対応していくための感情コントロール】、③【気持ちよく働く為のビジネスマナー】についてお話いただきました。実体験や失敗からの学びなど、普段はなかなか聞けないこともあり、「働くこと」だけでなく「自分らしく生きていくこと」にも繋がるお話に、生徒は一生懸命メモをとり、将来について考え、感じる時間となりました。

業務体験では、レターパックのシール貼りや賃貸住宅の鍵磨き、メール便作業を行いました。それぞれの業務が、お客様へとつながる仕事であり、そのイメージをもてたことが大きな収穫となりました。「仕事には責任をもって丁寧に行う必要があるんだ」という感想が印象的でした。見学・体験や、先輩方との関わりを通して、憧れをもち、働くことの楽しさや意義を感じられる経験となりました。

高2生徒は、11月に世田谷にある成城大学を見学しました。教室や資料室を見て、大学生活のイメージをふくらませたり、職員の方に質問したりしながら大学での学びについて知ることができました。「大学は自主性が重んじられる」という点について深く考え、大学で学ぶことの大変さについて感想を述べた生徒もいました。



今後も病弱教育部門では様々な見学や体験を通して、進路選択・決定につなげていけるような指導を行っていきたいと思います。

<直接話を聞いてみよう！進路懇談会の開催について>

前述の東急住宅リース株式会社に御協力いただき、表7のとおりに進路懇談会を実施します。1部は両部門生徒、2部は保護者を対象としています。社員の皆様から企業就労するまでの様々な経験談を聴くことができる大変貴重な機会となります。参加希望いただいた両部門中学部・高等部保護者の皆様には、調整結果をこれから配布いたします



表7:進路懇談会の概要について

日時	令和5年2月3日(金) 10:00~11:30
会場	北棟 2階 体育館
講師	東急住宅リース株式会社 社員(障害当事者も含む)
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・1部は10:00、2部は11:00から実施します。 ・1部終了後に記念写真撮影を行います。撮影した写真は東急住宅リース株式会社の社内広報に掲載される予定です。

○問合せ先：支援部進路指導(担当：内久根、大和田) TEL：03-3323-8421

<大学等への進学希望者は要チェック！入学予定者への課題案内について>



総合型選抜受験で合格した高等部3年生に対して、入学予定の大学から本校校長宛に課題案内が届いています。課題の内容は大学によって様々ですが、4月の入学ガイダンスの際に提出を求められるケースが多い状況です。気になる方は、志望大学等のホームページを御確認ください。課題の多くは「指定された書籍を読みレポートを作成する」というものです。合格した学科・専攻に関係する専門書が指定されることが多いため、時間をかけて読み込み、レポートを作成する必要があります。課題を確認後、すぐに取り組むことをお勧めします。作成したレポートについては、担任からの指導を受けるようにしてください。

入学後に自分自身が困らないように、合格後の過ごし方が非常に重要となります。前述の進学先からの課題に取り組むことはもちろんのこと、進学に向けての準備として、「現在の学習の予習・復習に取り組むこと」と、事前課題とは別に「進学後の学科・専攻に関係する専門書などを通して事前学習を進めておくこと」の2点をお勧めしています。様々な検定試験へのチャレンジも有効です。進学に向けて高いモチベーションを保ち、入学後の学びにもついていけるよう、事

前準備の時間を大切に過ごしてください。

進学後の生活についても、具体的にイメージしておくで安心です。学生生活がスムーズになるよう、必要があれば障害福祉サービスの利用も検討し、4月に向けてサービス利用手続きを進めておくことも必要です。場合によっては、進学先の障害学生等支援室との連携も行います。現時点で学生生活に不安等がある場合は、遠慮せずに担任まで御相談ください。

<受験者は要チェック！英語スピーキングテストの成績等の通知について>

昨年11月27日に実施した中学校英語スピーキングテスト（以下、テスト）の成績等について、1月12日からWEBサイトの生徒用マイページにて確認することができます。1月20日には結果帳票が発送されています。このテスト結果は高校受験で提出する書類にも記す必要がありますので、受験した生徒は自分の成績結果を必ず確認し、担任とも共有ください。表8は東京都教育委員会が公表している全体の結果概要です。今年度の平均スコアは60.7（令和3年度プレテスト：53.7）でした。次年度以降にテスト受験を予定している方は、併せて東京都教育委員会ホームページも御確認ください。



表8：中学校英語スピーキングテストの全体結果概要

段階別評価	スコア	分布 (%)	
		令和4年度	令和3年度プレテスト
A	100～80	16.8	11.7
B	79～65	25.8	20.3
C	64～50	31.6	27.0
D	49～35	16.9	23.9
E	34～ 1	8.1	15.3
F	0	0.8	1.9
備考	(1) 令和4年12月18日実施分の成績等については、令和5年1月26日から通知を予定しています。 (2) 音声データの開示の請求に関する手続きについては、令和5年3月以降の実施に向けて日程と方法を調整中です。		

○問合せ先：東京都 教育庁 指導部 指導企画課 国際教育推進担当
TEL：03-5320-6867